

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案の概要

1 制定理由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）等の施行による「拘禁刑」の創設に伴い、整理条例を制定し、条例中の「禁錮（禁固）」という字句を「拘禁刑」に改め、刑法等一部改正法等の施行前にした行為の欠格条項（人の資格）に関する規定の適用等について所要の経過措置を設ける必要があるため。

また当該整理条例による改正前に既に廃止されている仙北市個人情報保護条例（令和 5 年 4 月 1 日廃止）の経過措置により適用することとされている罰則規定について、それ自体の改正ができないことから、整理条例の附則により経過措置や包括的な読替規定を設ける必要があるため。

2 関係条例と改正内容

（１）「禁錮（禁固）」を「拘禁刑」に改める字句の改正

- ・仙北市一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年仙北市条例第 37 号）（第 1 条関係）
- ・仙北市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 17 年仙北市条例第 155 号）（第 2 条関係）
- ・仙北市消防団員退職時家族慰労金支給条例（平成 27 年仙北市条例第 43 号）（第 3 条関係）

（２）罰則規定の経過措置や包括的な読替規定を設ける

- ・仙北市個人情報保護条例（平成 17 年仙北市条例第 16 号、現在廃止）（附則第 2 条及び第 3 条関係）

（３）その他所要の経過措置等を設ける

3 施行期日

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行することとする。